

日英戦闘機ミサイル共同開発に反対する意見書（案）

報道によると、日英両政府は、12月14日にロンドンで開く外務・防衛担当閣僚級協議（2プラス2）で次期主力戦闘機とされるF35戦闘機に搭載する新型の空対空ミサイルAAM開発に向けた連携を確認し、共同文書に明記することである。

これまで、兵器の「共同開発」はF2戦闘機、迎撃ミサイル「SM-3ブロック2A」で実績のある「同盟国」アメリカとのものだけであった。日英での武器開発はこれまで「研究」の名目で行われてきたが、「開発」へと発展することとなった。

問題点の第一は、「準同盟国」との初の「開発」であることである。武器「開発」と軍事「同盟」はセットであり、今回の2プラス2では自衛隊と英国軍との共同訓練拡大も申し合わせることになっている。6月の日米英仏での初の合同訓練、8月の日英ACSA発効に続いて、アジア太平洋域でのイギリスの軍事的関与を強める方向に進むことになる。

さらに第二点として、明らかに殺傷能力のある攻撃型兵器を公然と開発することがあげられる。また射程が長く命中精度も高いAAMは「対艦ミサイル」にも技術応用できるとされている。政府がすすめている南西諸島への防衛の重点移動では、対艦、対空ミサイルが重点となっており、これに加えて来年度の防衛省概算要求には島嶼部防衛名目の先制攻撃型ミサイルの研究開発費も計上されている。自衛隊が攻撃型「軍隊」に変容することにこのAAMも関与しかねない。

最後に2014年に「武器輸出3原則」の「防衛装備移転3原則」へと変えられ、兵器の国際的共同開発の制限が緩和されたが、その方向が今後さらに推進されるおそれがある。しかも新三原則では、重要案件は「国家安全保障会議（NSC）」が判断すると定められており、国会の関与は原則なく、その内容は特定秘密保護法で秘匿されている。ブラックボックス化された兵器開発で国際的影響力を拡大しようとするのは、平和憲法の理念と著しく抵触し、近隣諸国をはじめとした国際世論への悪影響も計り知れない。

政府においては、今回の日英戦闘機ミサイル共同開発の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年〇月〇日

千葉県議会議長

内閣総理大臣 あて